第1335号 受付 22.1.15 小郡三井医師会

福県医発第１８６１号（地）
平成２２年　１月　１４日

各　医　師　会　長　　殿

福　岡　県　医　師　会
会　長　横　倉　義　武
（　公　印　省　略　）

母子健康手帳の任意記載事項様式の改正について

標記の件につきまして、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

本件は、母子保健法施行規則様式第3号（以下「省令様式」）以外の任意記載事項様式（５０頁以降）につきまして、下記のとおり改正が行われたものです。

なお、省令様式についての改正が実施される予定はありません。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下市町村において、実情に応じ、平成２２年４月１日以降に交付する母子健康手帳に今回の内容が反映されるようご高配の程お願い申し上げます。

記

【母子健康手帳（任意記載事項様式）の改正内容】

①50頁：「歯の健康診査、保健指導、予防措置」の記載を修正
②53頁：「薬の影響について」に関する記載を追加
③69頁：「月齢・年齢別で見る起こりやすい事故」について、火遊びによる死傷に関する記載を追加
④72、73頁：スプーン等の使用についての記載を修正
⑤75頁：市町村の栄養士などに相談することについての記載を追加
⑥82頁：「産科医療補償制度」についての記載を追加
⑦86頁：「児童委員」についての記載を追加
⑧88頁：育児・介護休業法等の改正に伴う修正等
⑨90頁：出産育児一時金等に関する問い合わせ先の一部修正
⑩90頁：育児休業給付の給付率について、経過措置を当分の間延長したことに伴う修正
⑪90頁：児童手当の廃止（見込み）に伴い、児童手当の記載を削除

小郡三井医師会より

母子保健担当理事　松行眞門
会長　丸山　泉

日医発第825号（地Ⅲ215）
平成２１年１２月２５日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐　澤　祥　人

母子健康手帳の任意記載事項様式の改正について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、母子健康手帳の任意記載事項様式の改正について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長より、各都道府県・政令市・特別区母子保健主管部（局）長宛通知がなされ、本会に対しても周知、協力方依頼がありました。

今回は、母子保健法施行規則様式第３号（以下「省令様式」）以外の任意記載事項様式（５０頁以降）につきまして、別添のとおり改正が行われました。

なお、省令様式について改正を行う予定はありません。

つきましては、貴会におかれましても本件の趣旨をご理解いただき、貴会管下郡市区医師会に対しまして、各市町村において、管内の実情に応じ、平成２２年４月１日以降に交付する母子健康手帳にその内容を反映するよう、ご高配いただきたく、周知、協力方よろしくお願い申し上げます。

雇児母発１２２１第２号
平成２１年１２月２１日

社団法人日本医師会会長　殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

母子健康手帳の任意記載事項様式の改正について

母子保健事業の推進については、かねてより特段の御配慮をいただいているところであり、深く感謝申し上げます。

今般、母子健康手帳の任意記載事項様式を改めることとし、別紙のとおり各都道府県、政令市及び特別区母子保健主管部（局）長あて通知いたしました。

貴職におかれましても、これにつきまして傘下会員に御周知いただくとともに、今後の母子保健事業の円滑な実施に引きつづき御協力いただきますようお願いいたします。

（別紙）

雇児母発１２２１第１号
平成２１年１２月２１日

各（都道府県／政令市／特別区）母子保健主管部（局）長　殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長

母子健康手帳の任意記載事項様式の改正について

標記について、母子保健法施行規則（昭和４０年厚生省令第５５号）様式第３号（以下「省令様式」という。）以外の任意記載事項様式（５０頁以降）について、別添の通り改めますので、貴管内市町村において、平成２２年４月１日以降に交付する母子健康手帳にその内容を反映いただくようお願いします。

なお、今回は省令様式について改正を行う予定はないことを、念のため申し添えます。

母子健康手帳（任意記載事項様式）の改正内容

５０頁　「歯の健康診査、保健指導、予防措置」の記載を修正

５３頁　「薬の影響について」に関する記載を追加

６９頁　「月齢・年齢別で見る起こりやすい事故」について、火遊びによる死傷に関する記載を追加

７２、７３頁
スプーン等の使用についての記載を修正

７５頁　市町村の栄養士などに相談することについての記載を追加

８２頁　「産科医療補償制度」についての記載を追加

８６頁　「児童委員」についての記載を追加

８８頁　育児・介護休業法等の改正に伴う修正等

９０頁　出産育児一時金等に関する問い合わせ先の一部修正

９０頁　育児休業給付の給付率について、経過措置を当分の間延長したことに伴う修正

９０頁　児童手当の廃止（見込み）に伴い、児童手当の記載を削除

母子健康手帳通知様式（任意記載様式）新旧対照

（別添）

頁	新（２２年度）	旧（２１年度）
50	歯の健康診査、保健指導、予防処置 歯の状態記号：健全歯／　喪失歯△　処置歯○　未処置歯Ｃ E D C B A A B C D E E D C B A A B C D E 診査時年齢　　歳　か月 保健指導（有・無）予防処置（有・無） 歯肉・粘膜（異常なし・あり） かみ合わせ（異常なし・あり） その他（　　） 年　月　日　診査施設名または歯科医師名 （同様の記載が３回）	歯の健康診査、保健指導、予防措置 歯の状態記号：健全歯／　喪失歯△　処置歯○　未処置歯Ｃ E D C B A A B C D E E D C B A A B C D E 診査時年齢　　歳　か月 指導（有・無）予防処置（有・無） 歯肉・粘膜（異常なし・あり） かみ合わせ（異常なし・あり） その他（　　） 年　月　日　診査施設名または歯科医師名 （同様の記載が３回）

頁	新（２２年度）	旧（２１年度）
50		

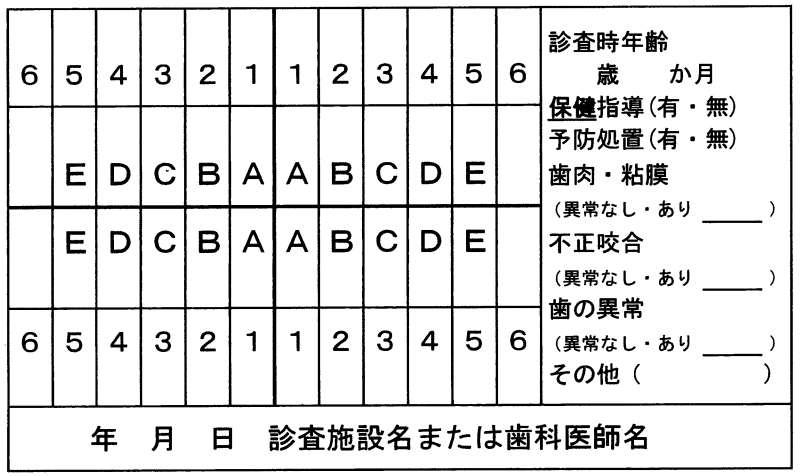

<table>
<tr><th>頁</th><th>新（２２年度）</th><th>旧（２１年度）</th></tr>
<tr><td>53</td><td>◎薬の影響について
妊娠中の薬の服用については、事前にその必要性、効果、副作用などについて医師及び薬剤師から十分説明を受けましょう。また、指示された用量・用法を守りましょう。

※　「妊娠と薬情報センター」において、妊娠中の薬の服用に関する情報提供が実施されていますので、主治医とご相談ください。

・妊娠と薬情報センター
http://www.ncchd.go.jp/kusuri/index.html

また、出産時に使用される医薬品についても、その必要性、効果、副作用などについて医師から十分な説明を受けましょう。

<u>※ 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構のWebサイト（http://www.info.pmda.go.jp/psearch/html/menu_tenpu_base.html）から、個別の医薬品の添付文書を検索することができます。</u></td><td>◎薬の影響について
妊娠中の薬の服用については、事前にその必要性、効果、副作用などについて医師及び薬剤師から十分説明を受けましょう。また、指示された用量・用法を守りましょう。

※　「妊娠と薬情報センター」において、妊娠中の薬の服用に関する情報提供が実施されていますので、主治医とご相談ください。

・妊娠と薬情報センター
http://www.ncchd.go.jp/kusuri/index.html

また、出産時に使用される医薬品についても、その必要性、効果、副作用などについて医師から十分な説明を受けましょう。</td></tr>
<tr><td>69</td><td>月齢・年齢別で見る起こりやすい事故
<table><tr><th>月･年齢</th><th>起きやすい事故</th><th>事故の主な原因</th></tr><tr><td>新生児</td><td>周囲の不注意によるもの</td><td>☆誤って上から物を落とす
☆上の子が抱き上げてけがさせたり、物を食べさせる</td></tr><tr><td>1～6月</td><td>転落
やけど
誤飲・中毒

窒息</td><td>☆ベッドなどから落ちる
☆ストーブにさわる
☆誤飲で多いもの、たばこ
医薬品、化粧品、洗剤等
☆コイン、豆などの誤飲</td></tr><tr><td>7～12月</td><td>転落・転倒
やけど</td><td>☆扉、階段、ベッド
☆アイロン、魔法瓶やポット</td></tr></table></td><td>月齢・年齢別で見る起こりやすい事故
<table><tr><th>月･年齢</th><th>起きやすい事故</th><th>事故の主な原因</th></tr><tr><td>新生児</td><td>周囲の不注意によるもの</td><td>☆誤って上から物を落とす
☆上の子が抱き上げてけがさせたり、物を食べさせる</td></tr><tr><td>1～6月</td><td>転落
やけど
誤飲・中毒

窒息</td><td>☆ベッドなどから落ちる
☆ストーブにさわる
☆誤飲で多いもの、たばこ
医薬品、化粧品、洗剤等
☆コイン、豆などの誤飲</td></tr><tr><td>7～12月</td><td>転落・転倒
やけど</td><td>☆扉、階段、ベッド
☆アイロン、魔法瓶やポット</td></tr></table></td></tr>
</table>

		溺水 誤飲・中毒 窒息 車中のけが	のお湯 ☆浴槽、洗濯機に落ちる （残し湯をしない） ☆引出しの中の薬、化粧品、コイン、豆など ☆お菓子などの食品がのどにつまる ☆座席から転落。（チャイルドシートで防止）
	1～4歳	誤飲（中毒） 窒息 転落･転倒 やけど 溺水 交通事故 火遊びによる死傷	☆原因の範囲が広がる。あらゆるものが原因になる ☆お菓子などの食品がのどにつまる ☆階段、ベランダ（踏台になるものを置かない） ☆熱い鍋に触れる、テーブルクロスを引いて湯をこぼす ☆浴槽に落ちる、水あそび ☆飛び出し事故 （手をつないで歩く） ☆ライター、マッチなどによる火遊び（子どもの手の届くところにライターなどをおかない）
72	◎離　乳 お乳だけに頼っていた赤ちゃんに、なめらかにすりつぶした状態の食物を与えはじめ、次第に食物の固さと量、種類をふやして幼児食に近づけていくことを離乳といいます。なめらかにすりつぶした食物を与えはじめるのは、５、６か月頃が適当です。 なお、離乳開始前の乳児にとって、最適な栄養源は乳汁（母乳又は育児用ミルク）であり、離乳の開始前に果汁を与えることについて栄養学的な意義は認められていません。また、スプーン等の使用は、通常生後５～７か月頃にかけて哺乳反射が減弱・消失していく過程でスプーンが口に入ることも受け入れられていくので、離乳の開始以降でよいです。		

		溺水 誤飲・中毒 窒息 車中のけが	のお湯 ☆浴槽、洗濯機に落ちる （残し湯をしない） ☆引出しの中の薬、化粧品、コイン、豆など ☆お菓子などの食品がのどにつまる ☆座席から転落。（チャイルドシートで防止）
	1～4歳	誤飲（中毒） 窒息 転落･転倒 やけど 溺水 交通事故	☆原因の範囲が広がる。あらゆるものが原因になる ☆お菓子などの食品がのどにつまる ☆階段、ベランダ（踏台になるものを置かない） ☆熱い鍋に触れる、テーブルクロスを引いて湯をこぼす ☆浴槽に落ちる、水あそび ☆飛び出し事故 （手をつないで歩く）
72	◎離　乳 お乳だけに頼っていた赤ちゃんに、なめらかにすりつぶした状態の食物を与えはじめ、次第に食物の固さと量、種類をふやして幼児食に近づけていくことを離乳といいます。なめらかにすりつぶした食物を与えはじめるのは、５、６か月頃が適当です。 なお、離乳開始前の乳児にとって、最適な栄養源は乳汁（母乳又は育児用ミルク）であり、離乳の開始前に果汁を与えることについて栄養学的な意義は認められていません。		

頁	新（２２年度）	旧（２１年度）
73	注）食事の目安 ア　食品の種類と組合せ 与える食品は、離乳の進行に応じて、食品の種類を増やしていく。 ①　離乳の開始では、アレルギーの心配の少ないおかゆ（米）から始める。新しい食品を始める時には一さじずつ与え、乳児の様子をみながら量を増やしていく。慣れてきたらじゃがいもや野菜、果物、さらに慣れたら豆腐や白身魚など、種類を増やしていく。 はちみつは乳児ボツリヌス症予防のため満１歳までは使わない。 **（削除）**	注）食事の目安 ア　食品の種類と組合せ 与える食品は、離乳の進行に応じて、食品の種類を増やしていく。 ①　離乳の開始では、アレルギーの心配の少ないおかゆ（米）から始める。新しい食品を始める時には一さじずつ与え、乳児の様子をみながら量を増やしていく。慣れてきたらじゃがいもや野菜、果物、さらに慣れたら豆腐や白身魚など、種類を増やしていく。 はちみつは乳児ボツリヌス症予防のため満１歳までは使わない。 果汁は、咀しゃく機能の発達の観点からも、通常生後５～７か月頃にかけて哺乳反射が減弱・消失していく過程でスプーンが口に入ることも受け入れられていくので、スプーン等の使用は離乳の開始以降でよい。
75	幼児期の食生活の心がけ １．食事のリズム大切、規則的に ２．何でも食べよう元気な子 ３．うす味と和風料理に慣れさせよう ４．与えよう、牛乳･乳製品を十分に ５．家族そろって楽しい食事 ６．心がけよう、手づくりおやつ ７．保育所や幼稚園での食事にも関心を ８．外遊び、親子そろって習慣に 詳しくは、市町村の栄養士などに相談してください。	幼児期の食生活の心がけ １．食事のリズム大切、規則的に ２．何でも食べよう元気な子 ３．うす味と和風料理に慣れさせよう ４．与えよう、牛乳･乳製品を十分に ５．家族そろって楽しい食事 ６．心がけよう、手づくりおやつ ７．保育所や幼稚園での食事にも関心を ８．外遊び、親子そろって習慣に

<table>
<tr><th>頁</th><th>新（２２年度）</th><th>旧（２１年度）</th></tr>
<tr><td>82</td><td>産科医療補償制度
産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産し、万一、赤ちゃんが分娩に関連して重度脳性まひとなった場合に、看護・介護のための補償金が支払われるとともに、脳性まひ発症の原因分析が行われます。この制度に加入している分娩機関の一覧は、(財)日本医療機能評価機構のホームページに掲載されています。
なお、補償の対象者については、出生体重や在胎週数、障害の程度などによる基準があります。

・産科医療補償制度についてお問い合わせ
(財)日本医療機能評価機構
http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp
電話　03-5800-2231
受付時間：午前９時～午後５時(土・日・祝除く)

産科医療補償制度の
シンボルマーク

＜メモ＞
お産をした分娩機関の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
登録証交付日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿</td><td>産科医療補償制度
産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産し、万一、赤ちゃんが分娩に関連して重度脳性まひとなった場合に、看護・介護のための補償金が支払われます。この制度に加入している分娩機関の一覧は、(財)日本医療機能評価機構のホームページに掲載されています。
なお、補償の対象者については、出生体重や在胎週数、障害の程度などによる基準があります。

・産科医療補償制度についてお問い合わせ
(財)日本医療機能評価機構
http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp
電話　03-5800-2231
受付時間：午前９時～午後５時(土・日・祝除く)

産科医療補償制度の
シンボルマーク

＜メモ＞
登録した分娩機関の名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
登録証交付日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿</td></tr>
<tr><td>86</td><td>◎　養育上の悩みやしつけなどに関する相談
地域子育て支援センター、保育所、児童館、主任児童委員(※)、民生・児童委員(※)、福祉事務所、児童相談所
<table><tr><td>名　称</td><td></td><td>連絡先</td><td></td></tr></table>（中略）

※厚生労働大臣から委嘱され、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談、援助、福祉事務所を始め関係機関との調整など必要な支援を行っています。</td><td>◎　養育上の悩みやしつけなどに関する相談
地域子育て支援センター、保育所、児童館、主任児童委員、民生・児童委員、福祉事務所、児童相談所
<table><tr><td>名　称</td><td></td><td>連絡先</td><td></td></tr></table>（中略）</td></tr>
</table>

頁	新（２２年度）	旧（２１年度）
88	◎育児休業、短時間勤務制度等 〇育児休業制度 ・子が1歳に達するまでの間（保育所に入所できない等の場合には子が1歳6か月に達するまでの間）は、事業主に申し出ることにより、父親、母親のいずれでも育児休業を取ることができます。一定の要件を満たした期間雇用者も休業できます。 （削除） ・パパ･ママ育休プラス 父母がともに育児休業を取得する場合は取得可能期間が延長され、子が1歳2か月に達するまでの間に父母それぞれ１年間まで育児休業を取得できます。 ※パパ･ママ育休プラスは平成２２年６月３０日から利用できるようになります。 ・育児休業の申出 育児休業の申出は、育児休業申出書を事業主に提出して行います（事業主が適当と認める場合には、ファックスや電子メール等でも申出が可能です。）。労働者からの育児休業申出に対して、事業主は休業開始予定日及び休業終了予定日等を労働者に通知（書面、ファックス、電子メール等による）することになっています。 （削除） 〇短時間勤務制度 ・事業主は、一定の条件を満たす３歳未満の子を養育する男女労働者について、短時間勤務制度（1日6時間）を設けなけれ	◎育児休業など男女労働者の育児のための制度 ・子が１歳に達するまでの間（特別な理由がある場合には子が１歳６か月に達するまでの間）は、事業主に申し出ることにより、父親、母親のいずれでも育児休業をとることができます。 （一定の要件を満たした期間雇用者も休業できます。） ＊父親の育児休業について 妻が専業主婦である場合には、労使協定の定めにより、育児休業を取得できない場合があります。しかし、この場合であっても、少なくとも産後８週間は　育児休業を取得することができます。 ・事業主は、３歳未満の子を養育する男女労働者について、次のいずれかの措置を講じなければなりません。 〇短時間勤務制度 〇フレックスタイム制 〇始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ 〇所定外労働の免除 〇託児施設の設置運営、育児費用の援助措置 なお、１歳（１歳６か月まで育児休業が取得できる場合にあっては１歳６か月）以上の子を養育する労働者については、これらの措置の代わりに育児休業に準ずる措置を講ずることも差し支えありません。

	ばなりません。 ※事業主がこの制度を設けることは平成２２年６月３０日から義務化されます。 ○所定外労働の免除制度等 ・３歳未満の子を養育する男女労働者は、一定の条件を満たす場合、事業主に請求することにより所定外労働が免除されます。 ※この制度は平成２２年６月３０日から利用できるようになります。 ・小学校入学までの子を養育する男女労働者は、一定の条件を満たす場合、事業主に請求することにより、深夜業（午後10時から午前5時までの間の労働）が免除されます。 ・小学校入学までの子を養育する労働者は、一定の条件を満たす場合、事業主に請求することにより、１年につき150時間、1か月につき24時間を超える時間外労働が免除されます。 ○子の看護休暇 ・小学校入学までの子を養育する男女労働者は、1年につき子が1人なら5日、子が2人以上なら10日まで、病気･けがをした子の看護、予防接種及び健康診断のために休暇を取ることができます。 ○不利益取扱いの禁止 ・育児休業を取得したこと等を理由とした解雇その他の不利益な取扱いは禁止されています。 以上の問い合わせ先　労働局雇用均等室	・小学校入学までの子を養育する男女労働者は、一定の条件を満たす場合、事業主に請求することにより、深夜業（午後10時から午前５時までの間の労働）が免除されます。 ・小学校入学までの子を養育する男女労働者は、一定の条件を満たす場合、事業主に請求することにより、１年につき150時間、１か月につき24時間を超える時間外労働が免除されます。 ・小学校入学までの子を養育する男女労働者は、１年に５日まで、病気・けがをした子の看護のために休暇をとることができます。 ・育児休業を取得したこと等を理由とした解雇その他の不利益な取扱いは禁止されています。 以上の問い合わせ先　各都道府県労働局雇用均等室
90	◎出産育児一時金・出産手当金など ・出産に当たっては、出産育児一時金や出産手当金などが支給される制度があります。また、育児休業期間中には、社会保険料が免除される制度もあります。 問い合わせ先　勤務先、全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合など	◎出産育児一時金・出産手当金など ・出産後には、出産育児一時金や出産手当金などが支給される制度があります。また、育児休業期間中には、社会保険料が免除される制度もあります。 問い合わせ先　勤務先、社会保険事務所、健康保険組合など

頁	新（２２年度）	旧（２１年度）
90	◎育児休業給付 ・育児休業を取得したときは、一定の要件を満たした場合に、雇用保険から休業開始時賃金月額の40%（当分の間、給付率は50%となります。）相当額を育児休業給付金として支給される制度があります。 問い合わせ先　公共職業安定所（ハローワーク）	◎育児休業給付 ・育児休業を取得したときは、一定の要件を満たした場合に、雇用保険から休業前賃金の40%（平成22年３月31日までに育児休業を開始した場合は50%）相当額の育児休業給付が支給される制度があります。 問い合わせ先　公共職業安定所（ハローワーク）
90	（削除）	◎児童手当制度 ・児童を養育する方には、児童手当が支給されます。（所得制限があります。）児童手当は、原則として申請した日の翌月分から支給されますので出産後すみやかに申請してください。 問い合わせ先　市区町村の児童手当担当窓口ほか